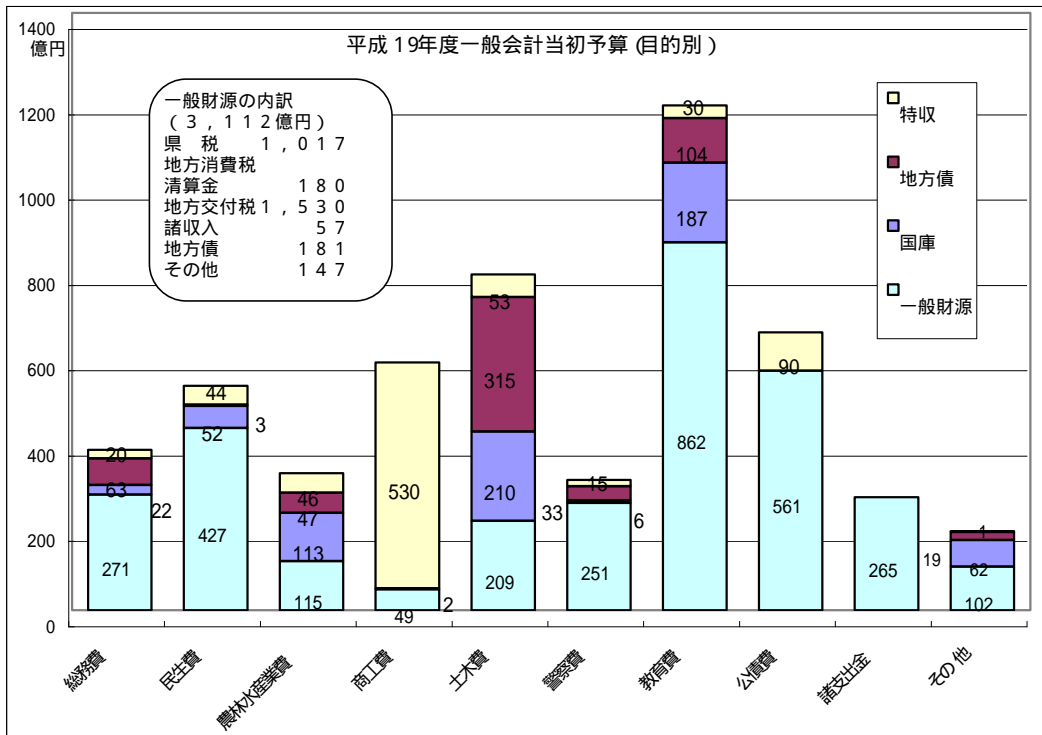
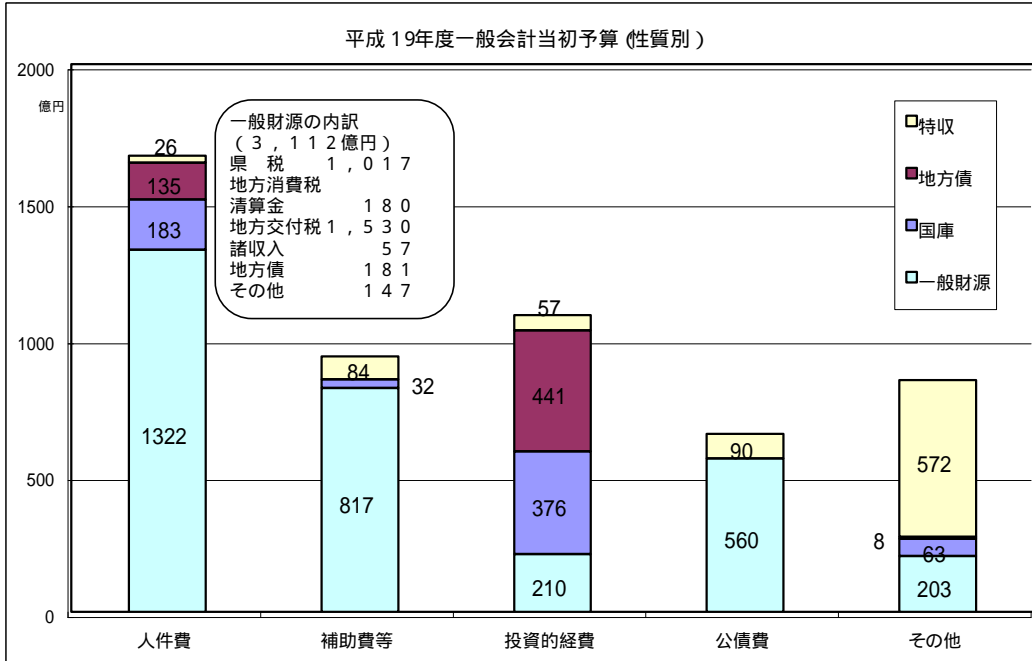


和歌山県の財政状況

1. 平成19年度一般会計当初予算

予算規模 5,179億円 対前年度 31億円 (0.6%)

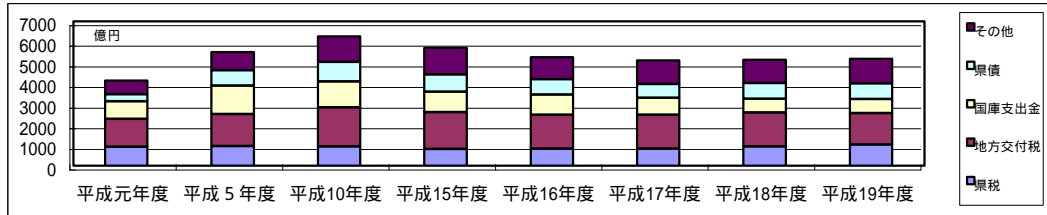


2. 本県財政状況の推移

(注) 平成18年度は2月補正後予算

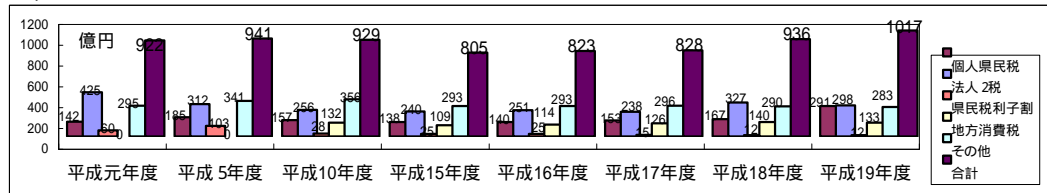
(1) 歳入の状況(一般会計)

1) 歳入決算額及び平成19年度当初予算額



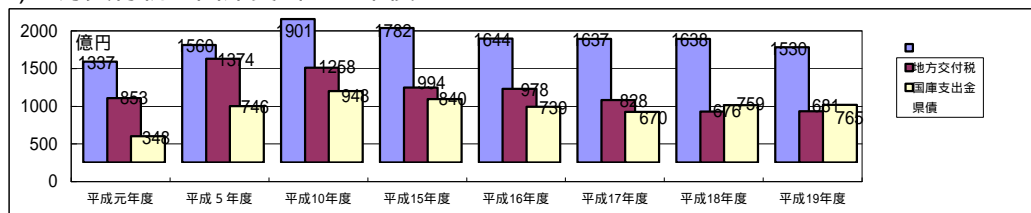
- ア) 県税収入は、近年伸び悩みの傾向があったものの、平成19年度は国税からの税源移譲や定率減税の廃止等により大幅に増加。
- イ) 地方交付税は、平成13年度以降は、原資不足分の臨時財政対策債への振替や平成16年度を初年度とする三位一体改革の影響により減少傾向。
- ウ) 県債は、退職手当債や行政改革推進債の臨時的活用などに伴い、発行額が増加。
- エ) その他の財源は、平成15年度は高野龍神スカイラインに係る貸付金の回収により一時的に増加。平成16年度に三位一体改革による税源移譲として所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金が新設。平成19年度は税源移譲に伴い、所得譲与税が皆減。

2) 県税



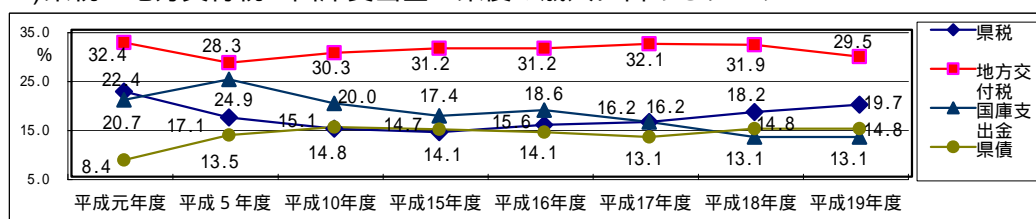
- ア) 個人県民税は、所得税からの税源移譲及び定率減税廃止の影響等により、平成19年度は大幅な増収となる見込み。
- イ) 県税の大きなシェア(約30%)を占める法人2税は、景気の回復傾向を反映して平成18年度は大幅な増収となった。19年度も小売・卸売業、サービス業などを中心とした収益の改善により200億円台後半を確保。

3) 地方交付税・国庫支出金・県債



- ア) 地方交付税は、需要額が抑制基調にあることを受け、各年度ごとの収入額に応じて増減。平成19年度は、法人2税の制度的な増収が見込めることから大幅に減。
- イ) 国庫支出金は、近年経済対策等もあり堅調に推移してきたが、平成15年度は三位一体の見直しに先行した教育関係国庫負担金削減や福祉制度の変更等に伴い大幅減。平成16年度以降も三位一体改革に伴う国庫補助・負担金の廃止縮減等の影響により減少傾向。平成19年度は災害復旧費の影響で微増。
- ウ) 県債は、地方財政の財源不足を補てんするための措置である臨時財政対策債の減少に伴い、発行額も減少傾向。平成18年度以降は国の制度を活用し、退職手当債、行政改革推進債を発行することにより増加。

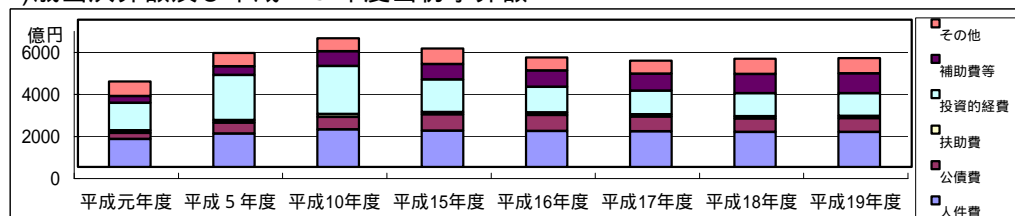
4) 県税・地方交付税・国庫支出金・県債の歳入に占めるシェア



- ア) 県税は、近年の減少傾向から、平成19年度における国税からの税源移譲等税制改正の影響により大幅に増加。
- イ) 地方交付税は、決算規模の減少や平成16年度を改革初年度とする三位一体の改革の影響によりシェアが増加傾向にあったが、平成19年度は税源移譲等により県税が大幅に増加した結果、20%台後半に下落。
- ウ) 県債は、臨時財政対策債の発行可能額の減少に伴いシェアが減少していたものの、平成18年度以降は団塊の世代の退職に伴う退職手当債の発行等により増加。

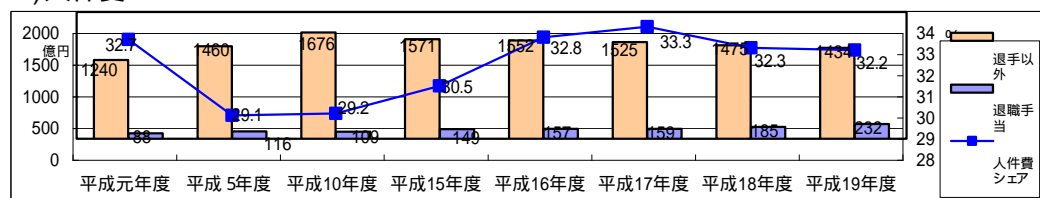
(2) 歳出の状況(一般会計)

1) 歳出決算額及び平成19年度当初予算額



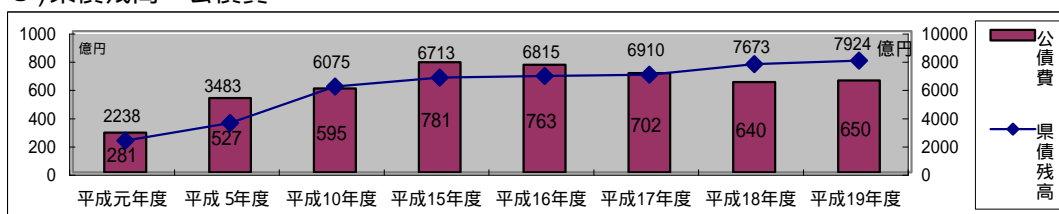
- ア) 人件費は、平成12年度以降定数削減や給料カットなどの取組みにより減少傾向であったが、平成19年度は退職手当の増により、人件費全体では微増。
- イ) 公債費は、平成11年度以降700億円を超える高い水準で推移していたが、繰上償還の実施など公債費の抑制に取り組んだ結果、平成18・19年度は600億円半ばに減少。
- ウ) 扶助費は、市町村合併に伴い、合併町村の生活保護費や児童扶養手当の給付事務が新市に移管されることなどにより減少傾向にあったが、平成19年度は障害者自立支援法施行に伴い増加。
- エ) 投資的経費は、平成10年度以降減少傾向。平成19年度については、補助事業は7年連続の減少で約600億円となり昭和58年度程度の規模。単独事業も減少傾向にあり、約270億円となって昭和62年度程度の規模。
- オ) 補助費等は、三位一体の改革の影響等による社会福祉関係経費の増により、近年増加傾向。

2) 人件費



- ア) 歳出総額に占める人件費の割合が30%以上を占め、公債費とともに財政硬直化の一因。
- イ) 退職手当以外の人件費は、定数削減や全職員の給料カット、平成18年度からの給与構造改革の実施など削減に努めており、近年減少傾向。
- ウ) 退職手当は、団塊の世代の退職者の増加に伴い増加傾向。

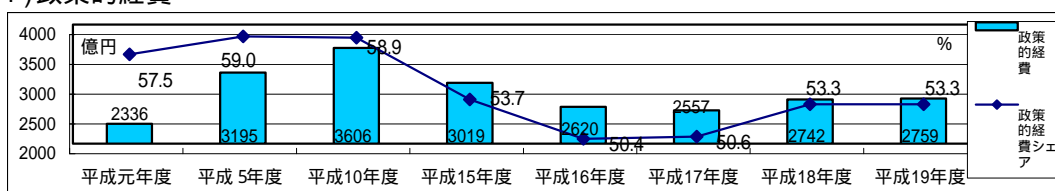
3) 県債残高・公債費



ア) 近年、地方交付税の地方債への振り替え等のため残高は年々増加しており、平成19年度末県債残高は過去最高の7,924億円となる見込み。なお、県立医科大学の地方独立行政法人化による県立医科大学附属病院特別会計廃止等に伴い、平成18年度末において残高が465億円増加。

イ) 公債費は、繰上償還の実施など抑制に取り組んだことにより減少傾向にあるものの、平成19年度は臨時財政対策債の償還額の影響等により増加。

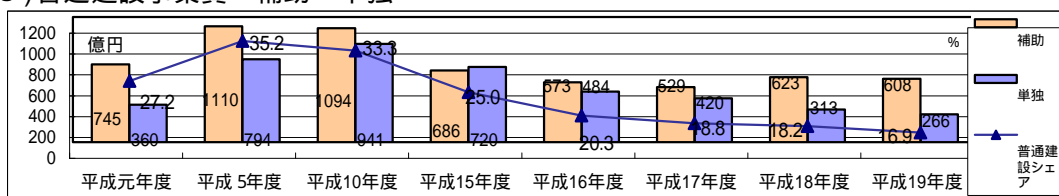
4) 政策的経費



ア) 政策的経費は平成10年度以降、平成15年度を除きシェア、総額とも減少傾向であったが、行革努力等により平成17年度からはシェアがプラスに転じた。

イ) 平成18年度からは、人件費などの義務的経費を大幅に縮減し、平成19年度においても義務的経費が増加するなかで、政策的経費を平成18年度並に確保。

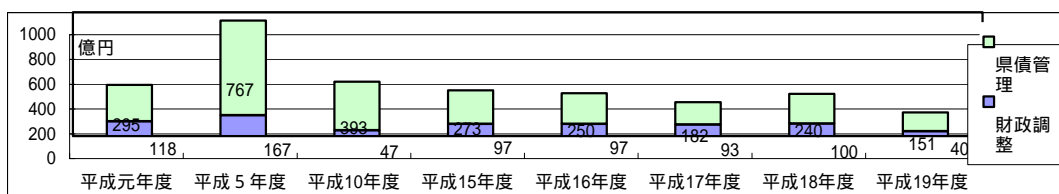
5) 普通建設事業費 < 補助・単独 >



ア) 平成19年度の普通建設事業費は1,020億円で、ピーク時の平成10年度(2,035億円)と比較し1/2程度の規模であり、昭和63年度(1,013億円)と同程度の水準。

イ) 公共事業については、緊要性の高い事業に財源を重点的に配分。

(3) 基金の状況

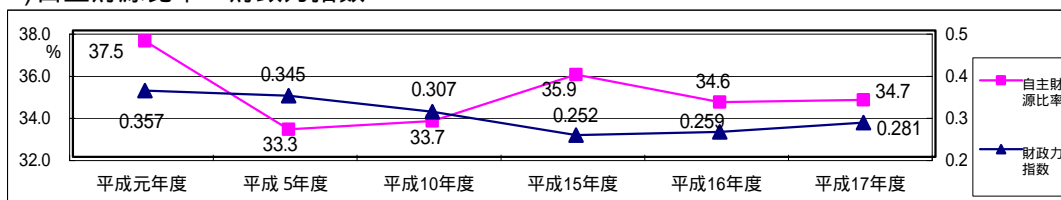


1) 財政調整基金及び県債管理基金は、収支不足の状況に応じ取り崩しを行っている。平成19年度の両基金の残高合計(見込)は191億円となっており、200億円を下回るのは昭和56年度以降初めて。

2) 財政調整基金は年度間の財源不均衡を調整し、県債管理基金は県債の償還のために充てる基金であるが、両基金が底をつくと大幅な歳出削減を行わなければ予算が編成できないため、計画的に歳出削減等財政健全化に取り組むことが必要。

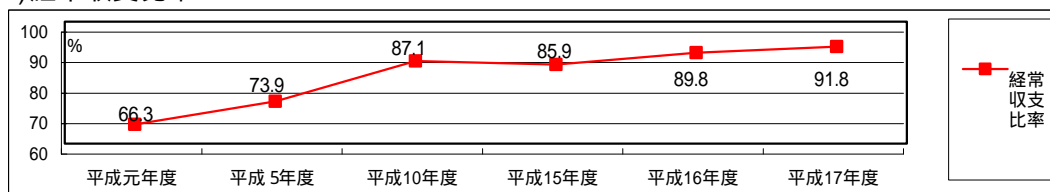
(4) 財政指標(普通会計)

1) 自主財源比率・財政力指数



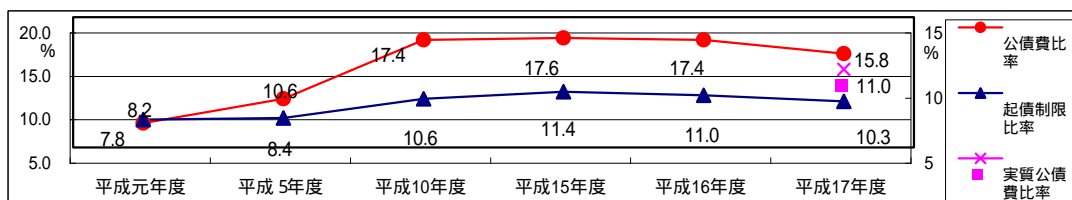
- ア) 自主財源比率は、数値が高いほど財政運営の自主性が向上。
平成15年度は、高野龍神スカイライン無料開放に伴う貸付金の回収があったため、自主財源比率が急激に上昇。
なお、自主財源比率が最も高かったのは、昭和60年度の39.5%。
- イ) 財政力指数は、数値が高いほど財源に余裕があると言えるが、ここ数年は0.2台半ばで推移してきた。平成17年度においては、三位一体改革の影響により、財政力指数が上昇。

2) 経常収支比率



経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標であり、本県ではここ数年80%台後半で推移してきたが、平成17年度は過去最高の91.8%となり、財政構造の硬直化が進行。

3) 公債費比率・起債制限比率・実質公債費比率



- 公債費比率、起債制限比率及び実質公債費比率は、公債費が財政運営に及ぼす影響を示す指標。
- ア) 公債費比率は、平成17年度は平成16年度より1.6ポイント低下し、平成9年度と同程度の水準。
- イ) 起債制限比率は、平成17年度は4年連続して低下し、平成10年度(10.6%)と同程度の水準。
- ウ) 実質公債費比率は、平成17年度に新設された指標。

「財政指標」について

1. 「自主財源比率」

自主財源の歳入総額に占める割合

自主財源・・・地方税、分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

2. 「財政力指数」

地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値。この指数が高いほど、財源に余裕があると言える。

基準財政収入額・・・普通交付税の算定上、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額

基準財政需要額・・・普通交付税の算定上、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額

3. 「経常収支比率」

財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。経常的経費に経常的一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化は進んでいることを表す。

(算定式)

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

4. 「公債費比率」

公債費に充てられた一般財源の標準財政規模に対する割合（但し、基準財政需要額に算入された公債費は除く）。

地方債は、ある程度活用すべきことは当然であるが、後年度の財政負担となるので、その限度をどこに求めるかが常に問題となる。

これを計数的に見ようとするのが公債費比率である。

(算定式)

$$\frac{A - (B + C)}{(D + E) - C} \times 100 (\%)$$

A：当該年度の元利償還金（転貸債分及び繰上償還分を除く）

B：元利償還に充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において災害復旧費等とし基準財政需要額に算入された公債費

D：標準財政規模

E：当該年度の臨時財政対策債発行可能額

5. 「起債制限比率」

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されているものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年間の平均値。

(算定式)

$$\frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)} \times 100 (\%)$$

A：元利償還金（公営企業債分及び繰上償還分を除く。）

+

公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。）

+

五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出

B：Aに充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D：標準財政規模

E：普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る。）

F：臨時財政対策債発行可能額

G：事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

6 . 「実質公債費比率」

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されているものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年間の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されることとなる。

(算定式)

$$\frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D} \times 100(\%)$$

A：地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「歳入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

E：標準財政規模

F：臨時財政対策債発行可能額

7 . 「標準財政規模」

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。